

第1号様式（第2条、第4条関係）

事前説明会等実施概要書

事業区域の所在地					
土地の埋立て等の目的及び内容					
関係人の氏名等		氏名	関係の種別		
			隣接地土地所有者	町内会長	その他（ ）
			隣接地土地所有者	町内会長	その他（ ）
			隣接地土地所有者	町内会長	その他（ ）
			隣接地土地所有者	町内会長	その他（ ）
			隣接地土地所有者	町内会長	その他（ ）
事前説明会等実施概要	実施年月日	年	月	日	時分から 時分まで
	説明会場 (場所)				
	説明者氏名				
	出席者等の氏名				
	説明会等の内容				
	出席者等からの意見、要望等		事業主等の回答及び対応措置		

第2号様式（第4条関係）

土砂等による土地の埋立て等許可申請書

年 月 日

（あて先） 富士市長

申請者 住所 } 法人にあっては、その主たる事務所の所在地

申請者 氏名 } 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 Ⓜ

電話番号

富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第9条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

目 的	
事業区域の所在地	富士市
事業区域の面積	m ²
土 砂 等 の 量	m ³
最 大 高 さ	m
施 行 方 法	埋立て 盛土
施 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
請 負 者	住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
現 場 管 理 責 任 者	住所 氏名
備 考	

第3号様式（第4条関係）

土砂等による土地の埋立て等計画書

土砂等の発生場所			
発生事業名			
土砂等の種類			
土砂等の量	全体計画	搬入	m ³
		搬出	m ³
	一日当たり	搬入	m ³
		搬出	m ³
1日の車両台数		延べ 台	
整地用機械の種類及び台数			
運搬を行う者			
交通対策			
標識の設置場所			
立入りを禁止する場合の方法及び施設			
土砂等の飛散を防止するための方法及び施設			
土砂等の崩壊を防止するための方法及び施設			
土砂等の流出防止並びに雨水及び排水の処理の方法			
その他の災害を防止するための方法及び施設			
跡地の利用計画			
のり面の保護の方法			
土地の埋立て等の概要等			

第5号様式（第4条関係）

土砂等による土地の埋立て等施行同意書

年 月 日

（あて先）富士市長

住所 { 法人にあつては、その
主たる事務所の所在地 }

土地所有者
氏名 { 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名 } ⑩

電話番号

私の所有する土地において次のとおり土地の埋立て等が行われることについて同意いたします。

土地の所在地	富士市
事業主	
土地の埋立て等の目的	
事業区域の所在地	富士市
事業区域の面積	m ²
施行期間	年 月 日～ 年 月 日
土砂等の全体搬入量	m ³
添付書類	計画平面図及び縦横断図
所有者変更日	年 月 日

第7号様式（第5条関係）

土砂等による土地の埋立て等許可（不許可）決定通知書

第 号
年 月 日

様

富士市長



年 月 日付けで申請のあった土地の埋立て等については、次のとおり決定したので通知します。

決 定 の 区 分	許 可 不 許 可
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
許 可 の 条 件	
不 許 可 の 理 由	

備考 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、富士市長に対して異議申立てをすることができます。処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に富士市を被告（市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、当該異議申立てに係る決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に富士市を被告として提起することができます。

土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入変更計画書

年 月 日

（宛先） 富士市長

提出者 住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）
 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）^⑩
 電話番号
 許可番号

搬入番号	区分	土砂等の発生場所	発生場所の用途	土砂等の発生元事業者の住所・氏名	土砂等を搬入する者の住所・氏名	搬入量	搬入期間	備考 (契約日等)
	変更前					m ³	年 月 日 ～ 年 月 日	
	変更後					m ³	年 月 日 ～ 年 月 日	
	変更前					m ³	年 月 日 ～ 年 月 日	
	変更後					m ³	年 月 日 ～ 年 月 日	
	変更前					m ³	年 月 日 ～ 年 月 日	
	変更後					m ³	年 月 日 ～ 年 月 日	

8号様式（第7条関係）

土砂等による土地の埋立て等変更許可申請書

年 月 日

（あて先）富士市長

申請者
住所 〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕
氏名 〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕
電話番号

印

年 月 日付け 第 号で許可を受けた土地の埋立て等について変更したいので、富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第11条第1項の規定により、次のとおり申請します。

変更予定日	年 月 日	
変更事項	変更前	
	変更後	
変更理由		

第9号様式（第7条関係）

土砂等による土地の埋立て等変更許可（不許可）決定通知書

第 号
年 月 日

様

富士市長



年 月 日付けで変更申請のあった土地の埋立て等については、次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 の 区 分	許 可 不 許 可
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
許 可 の 条 件	
不 許 可 の 理 由	

備考 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、富士市長に対して異議申立てをすることができます。処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に富士市を被告（市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、当該異議申立てに係る決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に富士市を被告として提起することができます。

第 10 号様式（第 7 条関係）

土砂等による土地の埋立て等変更届出書

（あて先） 富士市長

年 月 日

住所 { 法人にあつては、その
主たる事務所の所在地 }

届出者
氏名 { 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名 } ㊞

電話番号

年 月 日付け 第 号で許可を受けた土地の埋立て等について変更したいので、富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 1 1 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更予定日	年 月 日	
変更事項	変更前	
	変更後	
変更理由		

第 11 号様式（第 8 条関係）

土砂等による土地の埋立て等地位承継届出書

年 月 日

（あて先） 富士市長

住所 } 法人にあっては、その主たる事務所の所在地

届出者 氏名 } 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 ㊞

電話番号

年 月 日付け 第 号で許可を受けた土地の埋立て等について、富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 13 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

承 継 年 月 日	年 月 日
事業区域の所在地	富士市
被 承 継 者	住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
承 継 の 原 因	

添付書類

1 承継者

- (1) 戸籍抄本（法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）
- (2) 土砂等による土地の埋立て等許可決定通知書の写し

2 被承継者

事業主等の住民票の写し、身分証明書及び印鑑登録証明書（法人にあっては、経歴書、定款又は寄附行為、登記事項証明書その他事業主等の資力及び信用を証する書類並びに印鑑登録証明書）

第 12 号様式（第 9 条関係）

土砂等による土地の埋立て等開始届出書

年 月 日

（あて先） 富士市長

住所 { 法人にあつては、その
主たる事務所の所在地 }

届出者
氏名 { 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名 } ㊟

電話番号

次のとおり土地の埋立て等を開始したいので、富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 14 条の規定により届け出ます。

目 的	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
開 始 年 月 日	年 月 日
完 了 予 定 年 月 日	年 月 日

第 13 号様式 (第 10 条関係)

土砂等による土地の埋立て等許可標識

90cm 以上	
土砂等による土地の埋立て等の許可標識	
許可年月日及び許可 番 号	年 月 日 第 号
許 可 者	富 士 市 長
事業区域の所在地	富士市
面 積	m ²
施 行 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
事 業 主	住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 電話番号
請 負 者	住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 電話番号
現 場 管 理 責 任 者	住所 氏名 電話番号
80 cm 以上	
80 cm 以上	
	

第 14 号様式（第 12 条関係）

土砂等による土地の埋立て等完了（廃止）届出書

年 月 日

（あて先）富士市長

届出者
住所
氏名
電話番号

〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕
⑩

年 月 日付け 第 号で許可を受けた土地の埋立て等を 完了 したので、富 廃止 士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業区域の所在地	富士市
施行期間	年 月 日から 年 月 日まで
完了（廃止）年月日日	年 月 日
添付書類	1 工事出来型図 2 工事写真 3 その他

第 15 号様式（第 13 条関係）

土砂等による土地の埋立て等改善措置命令書

第 号
年 月 日

様

富士市長

印

あなたが行っている土地の埋立て等は、富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 条の規定に違反しているので、同 第 18 条第 2 項
条例 第 20 条 の規定によ

り、次の措置をとるべきことを命じます。

事業区域の所在地	富士市
措置完了期限	年 月 日
命令事項	

備考 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、富士市長に対して異議申立てをすることができます。処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に富士市を被告（市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、当該異議申立てに係る決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に富士市を被告として提起することができます。

第 16 号様式（第 14 条関係）

土砂等による土地の埋立て等改善措置勧告書

第 号
年 月 日

様

富士市長



あなたが行っている土地の埋立て等は、富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 条の規定に違反しているので、同条例第 19 条の規定により、次のとおり改善措置をとるべきことを勧告します。

事業区域の所在地	富士市
勧告事項	

第 17 号様式（第 15 条関係）

土砂等による土地の埋立て等許可取消通知書

第 号
年 月 日

様

富士市長

印

年 月 日付け 第 号で許可した土地の埋立て等については、富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 2 1 条の規定により、次のとおり許可を取り消したので通知します。

取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 し の 理 由	

備考 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、富士市長に対して異議申立てをすることができます。処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に富士市を被告（市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、当該異議申立てに係る決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に富士市を被告として提起することができます。

第 18 号様式（第 16 条関係）

土砂等による土地の埋立て等中止命令書

第 号
年 月 日

様

富士市長



あなたが行っている土地の埋立て等は、富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 条の規定に違反しているので、同条例第 2 2 条の規定により、次とおり土地の埋立て等の中止を命じます。

事業区域の所在地	富士市
中止命令の理由	

備考 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、富士市長に対して異議申立てをすることができます。処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に富士市を被告（市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、当該異議申立てに係る決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に富士市を被告として提起することができます。

第 19 号様式（第 17 条関係）

土砂等による土地の埋立て等原状回復等命令書

第 号
年 月 日

様

富士市長



富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 23 条の規定により、次のとおり必要な措置をとるべきことを命じます。

措 置 完 了 期 限	年 月 日
命 令 事 項	

備考 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、富士市長に対して異議申立てをすることができます。処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に富士市を被告（市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、当該異議申立てに係る決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に富士市を被告として提起することができます。

第 20 号様式（第 18 条関係）

土砂等による土地の埋立て等に関する処分等実施通知書

第 号
年 月 日

様

富士市長



あなたが所有する土地において行われている土地の埋め立て等の事業主に対し、次のとおり処分等を実施したので、その内容等を通知します。

事業区域の所在地	富士市
事業主	
処分等の内容	
備考	

第 21 号様式（第 19 条関係）

土地所有者等に対する改善措置勧告書

第 号
年 月 日

様

富士市長



富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 25 条の規定により、次のとおり必要な改善措置をとるべきことを勧告します。

事業区域の所在地	富士市
勧告事項	

第 22 号様式（第 20 条関係）

報告徴収通知書

第 号
年 月 日

様

富士市長



年 月 日付け 第 号で許可した土地の埋立て等について、富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 26 条の規定により、次のとおり報告を求めます。

報告期限	年 月 日
報告を求める事項	

第 23 号様式 (第 20 条関係)

土砂等による土地の埋立て等報告書

年 月 日

(あて先) 富士市長

報告者 住 所
氏 名
電話番号

〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

⑩

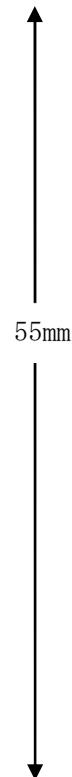
年 月 日付け 第 号で通知のあった事項について、次のとおり報告します。

報 告 事 項	
---------	--

第 24 号様式（第 21 条関係）

表

身 分 証 明 書		第 号
		所属 氏名
富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 27 条第 1 項の規定に 基づく立入検査を行う者であることを証明する。		
年 月 日	富士市長	印



裏

富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（抜粋）
（立入検査）
第 27 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に事業主等の事務所又は事業区域にある土地若しくは建物に立ち入り、土地の埋立て等の施行の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。